



# 島根県報

平成29年8月18日（金）

号外第98号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

## 告 示

### 島根県告示第470号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	本庄福富松江線	松江市学園南一丁目428番3地先から同地先まで	前	メートル 16.00～ 16.90	171.40	松江県土整備事務所 拡幅 右折レーン設置
			後	16.10～ 26.60		
"	湖陵掛合線	出雲市湖陵町三部753番1地先から同685番6地先まで	前	8.10～ 35.50	360.40	道路改良工事 拡幅
			後	11.50～ 64.90		
"	"	出雲市湖陵町三部685番6地先から同974番7地先まで	前 A	7.50～ 32.00	246.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
			後 A	45.00～ 73.40		
			後 B	10.00～ 58.90	242.60	
"	"	出雲市湖陵町三部974番7地先から同町畑村33番地先まで	前	8.40～ 39.40	425.60	道路改良工事 拡幅
			後	13.90～ 110.80		
"	"	出雲市佐田町原田736番11地先から同734番12地先まで	前	11.70～ 28.90	46.50	減幅 払下げ
			後	11.70～ 12.80		

## 島根県告示第471号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	本庄福富松江線	松江市学園南一丁目428番3地先から同地先まで	メートル 171.40	平成29年 8月18日	松江県土整備事務所	